# 「林業公社の経営対策等に関する検討会」 報告書

平成21年6月30日 林業公社の経営対策等に関する検討会

## 「林業公社の経営対策等に関する検討会」報告書

## 1 林業公社の現状

#### (1) 林業公社の意義

林業公社は、戦後、国、地方公共団体、森林・林業関係者が一体となって造林を推進する中で、森林所有者による整備が進みがたい地域において、分収方式によって造林を推進するため、昭和40年代を中心に都道府県によって設立された公益法人(36都道府県に40公社(平成21年6月末))である。

これまで、約40万haの森林を造成(森林面積の約2%)し、森林の公益的機能の発揮、地域の森林整備水準の確保や雇用の創出などに重要な役割を果たしてきた。

#### (2) 林業公社の経営状況

林業公社の経営は、木材価格の低下(スギの丸太価格はピーク時(昭和55年)の1/3)など社会経済情勢の変化や森林造成に要した借入金の累増(1兆392億円(平成19年度末))等により、総体として、厳しい状況にある。また、個々の林業公社をみると、造林事業の対象区域や事業規模の決定、資金調達方法や都道府県の支援の状況などが様々であり、これを受けて、債務の状況等についても各林業公社で大きな差がある。

## (3) 林業公社及び都道府県が単独で実施している経営改善策

林業公社の債務の累増、長期的な木材価格の低下等による収入面での条件悪化などの経営問題に対応するため、森林の公益的機能の発揮に対する要請等、地域の実情に応じて、林業公社においては人件費の抑制、施業基準の見直し等、都道府県においては無利子貸付、利子補給等、単独で実施する経営改善策を講じている。

#### (4) 国の施策

国においては、林業公社の森林整備を支援し、経営の安定化を図る観点から、国庫補助事業の拡充等を通じた事業コストの削減や収益性の向上、森林整備活性化資金(無利子)や特別交付税措置による利子負担軽減、利用間伐推進資金による償還期間の延長等の対策を講じている。

## 2 林業公社の経営及び森林整備の課題

## (1) 林業公社の役割、あり方

今後の林業公社の経営について検討を行うに当たっては、林業公社の経営方針、経営状況、将来の収支見通し、既往造林地の評価等についての検証・的確な情報開示を行うとともに、林業公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しの検討を行う必要がある。

その際、林業公社が森林所有者等により整備が進みがたい地域を公的に整備してきたことにより、森林の多面的機能の発揮や雇用の創出等を通じて地域活性化に重要な役割を果たしてきていることについて、住民の理解を得ることも重要である。

また、林業公社が地域において造成した森林は貴重な社会的資産であるという意識の醸成を図りつつ、次の世代に健全な姿で引き継いでいくことが重要である。このためには、関係者や地域住民に十分な情報提供を行い、森林整備への参画・協力を得ることが必要である。

## (2) 林業公社の経営対策における課題

## ① 都道府県の対応

林業公社の債務問題は、投資を行ってから利益を得るまでの期間が長期にわたるという林業の特殊性に加え、各林業公社の資金調達の方法など地域事情のほか、長期的な木材価格の低下等社会経済情勢の変化等にも起因するものである。

都道府県及び林業公社は、それぞれ経営改善策を実施してきているが、

更なる改善に向けては、まず林業公社や都道府県が自ら実施できる経営対策を積極的に実施する必要がある。

林業公社は人件費の抑制や施業基準の見直し等を主体的かつ徹底的に行うとともに、設立主体である都道府県は公益上必要がある場合において林 業公社への無利子貸付や利子補給等を実施する必要がある。

また、土地所有者の了解を得て分収割合を見直すなどの取組がみられるところであり、地域に応じた経営の改革を円滑に進めることが重要である。

## ② 国の支援策

国はこれまで、林業公社の森林整備を支援し、経営の安定化を図る観点から、国庫補助事業、金融措置、地方財政措置を講じてきているところである。今後は、都道府県等における検討を受け、存続することとされた林業公社に対しては、一層の経営合理化努力を前提に、国は都道府県と連携し、各林業公社の自主的な取組を支援し、将来にわたり継続的な林業公社経営が行えるよう、利子負担軽減策、事業コストの削減、収益性の向上に向けた支援策を拡充するとともに、継続的に講ずる必要がある。

なお、公益的機能の発揮や森林資源の充実に向けた長伐期化等に当たっては、主伐収入により林業公社の債務の償還が行えるよう、主伐期到来まで債務の償還を円滑化するなどの対応を行う必要がある。

また、木材価格の低迷など林業公社の収益性を改善するためには、木材需要を喚起する施策を実施するとともに、地域における生産・加工・流通の体制の総合的な整備を支援する必要がある。

## (3) 林業公社の森林整備の課題

我が国の人工林の整備に関しては、健全な森林を育成するため間伐等を 的確に実施するとともに、長伐期化、針広混交林化、広葉樹林化など多様 な森林へ誘導することが課題となっている。

今後、契約に基づく伐期を迎える森林が急増する中、多様な森林への誘導、皆伐後の再造林の確保など既往造林地の取扱を適切に行う必要がある。 特に、一団の森林としてまとまりのある公社造林地については、水源の かん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全等に配慮した多様な森林づく りの実践の場として、また、地域における木材安定供給の核として活かし ていく手法等について積極的に検討し、実施することが重要である。

#### 3 林業公社の経営対策及び将来の森林整備のあり方

# (1) 林業公社の経営状況等の情報開示と林業公社のあり方の検討 林業公社については、現状の経営方針、経営状況等について検証・評価 するとともに、情報開示を徹底する。その上で、今後の林業公社の役割、 あり方を検討する。

#### ① 経営状況等の実態把握・開示

林業公社については、最新の公益法人会計基準を早期に適用することとし、その際、投資を行ってから利益を得るまでの期間が長期にわたるという林業の特殊性等も踏まえ、森林資産の時価の具体的な算定方法について検討を行う。その上で、林業公社の経営状況及び資産債務の状況について議会に説明するとともに、住民に積極的かつ分かりやすい情報公開を行うべきである。

#### ② 林業公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しの検討

経営が著しく悪化した第三セクターについては、その存廃も含めた集中的な改革が求められていることから、林業公社についても、「第三セクター等の改革について」(平成20年6月30日付け総務省自治財政局長通知)によりその設置を要請した経営検討委員会において、経営状況等の評価と存廃を含めた抜本的な経営の見直しの検討を行い、その検討を受け、都道府県においては、林業公社に係る「改革プラン」を策定し、確実に実行する必要がある。

「改革プラン」の策定に当たっては、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知)を十分に踏まえることとする。存続する林業公社に係る「改革プラン」においては、具体的な

経営改善策や必要となる公費負担を明らかにした上で、林業公社の将来にわたり継続的な経営が可能となることを客観的に示す必要がある。

その際、第三セクター等改革推進債が平成25年度までの措置であること及び新しい公益法人制度への移行期間が平成25年11月末までで終了することに留意すべきである。

## ③ 将来の森林整備のあり方の検討

既往造林地の取扱、将来的な公的森林整備の手法など地域ニーズを踏ま え、林業公社における将来の森林整備のあり方について検討を行う。その 際、必要に応じて、地域の有識者等で構成する都道府県森林審議会等の意 見を聴取することが適当であると考えられる。

#### (2) 経営対策

① 林業公社及び都道府県による更なる経営対策の取組

林業公社及び都道府県においては、経営検討委員会等における検討も踏まえ、自ら実施できる経営対策の更なる取組を積極的に実施する。

また、林業公社及び都道府県における経営対策取組事例等の情報の共有化を図る。

さらに、森林所有者により整備が進み難い森林の整備を公的機関が担う 必要性を考慮すると、分収方式による森林整備に加え、林業公社が不在村 者の森林の施業を受託するなど地域の実態に応じた役割を担うことが考え られる。

## (a) 林業公社

一般管理費・施業コストの削減、間伐収入の確保、長伐期施業への移行、不採算林の整理、分収割合の見直し 等

## (b) 都道府県

無利子貸付、利子補給、管理費の補助 等

#### ② 利子負担軽減対策

林業公社の経営する森林の大部分は20~40年生の比較的林齢の若い 森林であり、伐採までにはなお相当の期間を要する一方で、既往債務につ いては既に本格的な償還の時期を迎えつつある。

このように収入を得る前に償還の時期を迎えるために、大半の林業公社は厳しい経営状況におかれているが、林業公社の経営する森林の果たす公益的な役割にかんがみると、林業公社の経営の健全化を図るため、林業公社及び都道府県が自ら補助、金融、地方財政措置等を最大限に活用して経営改善に主体的に取り組むことが重要であり、国としても、利子負担軽減のための対策等を講じることによって、それらの取組を補完していく必要がある。

(a) 日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)債務の整理の検討 林業公社の既往債務のうち経営の負担となっている不採算林に 係るもの、利率が高いもの等については、繰上償還、借り換え、償 還猶予等の措置も視野に入れながら整理していくことが重要であ ることから、必要な方策について検討する。

## (b) 日本政策金融公庫資金の活用の検討

日本政策金融公庫資金については、造林、間伐等を促進するための長期・低利・無利子の資金等を措置しているところであるが、償還期間の長期化に伴う利子負担の増加も懸念されており、その軽減が重要であることから、必要な方策について検討する。

## (c) 特別交付税措置の拡充

林業公社への利子補給額、無利子貸付に係る利子負担額等に対する都道府県への特別交付税措置について、上限額の見直しを行う。

なお、林業公社に対する貸付金については、貸付金の回収が確実と認められるものであること等地方債を財源として貸付けを行うことに合理性がある場合に起債の対象となるものであるが、その具体的な取扱いについ

ては、地方公共団体財政健全化法に基づく「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」(平成20年総務省告示第242号)を基本に、林業公社における資産債務の状況等を勘案するものとして、今後早期にとりまとめる。

## ③ 事業コストの縮減、収益性の向上

一層の経営合理化努力を前提に、将来にわたり継続的な林業公社経営が 行えるよう、事業コストの縮減、収益性の向上に資する支援策の拡充を検 討する。

#### (a) 森林整備に係るコストの縮減

平成21年度補正予算において、定額助成方式による間伐、路網整備を措置しており、これらを活用して林業生産コストを縮減することが可能であることから、林業公社による積極的な取組を展開する。

また、補助事業を活用した間伐や抜き伐りを実施し、収益性の向上につなげていくことが重要であり、林業公社も活用できる森林整備の方策について検討する。

## (b) 管理コストの縮減

森林整備地域活動支援交付金は、平成21年度当初予算及び補正 予算において拡充を行ったところであり、林業公社においても活用 を図っていく。

## (c) 収益性の向上

非皆伐施業へ転換するための分収割合の見直し等の契約変更に 対する支援についても活用を図っていく。

#### (d) 不採算林を整理する場合の措置

林業公社を再生手続等により再生する場合には、損失補償に要する経費等について第三セクター等改革推進債の対象とする。

また、日本政策金融公庫ではこれまでも、自然災害や病虫害等に

より融資対象の森林が著しい被害を受けた場合等について繰上償還 を受け入れているところであり、その繰上償還財源確保策も視野に 入れつつ、この活用を図っていく。

林業公社においては、このような措置を活用し、不採算林の分収 契約を解除するなど経営から切り離していくことが必要である。

その際、森林整備事業等補助事業等を活用し、公的な森林整備等 を図っていくことが重要である。

## ④ 林業公社を廃止する場合の措置

①から③の取組を行っても、将来にわたり継続的な林業公社経営が行えないと考えられる場合には、林業公社については廃止することとし、公社造林地については引き続き森林の公益的機能が損なわれることのないよう適切に対処すべきである。

なお、林業公社の債務の処理に際して、当該林業公社の債務を地方公共 団体が代わって引き受ける免責的債務引受は、地方債制度の趣旨にかんが み、特別な理由がある場合以外は行うべきではない。

#### (a) 第三セクター等改革推進債の活用

林業公社を、破産手続により廃止する場合には、損失補償に要する経費等について第三セクター等改革推進債の対象とする。

また、林業公社を再生又は廃止する場合の第三セクター等改革推 進債の具体的な取扱いについては、今後検討する。

## (b) 都道府県が公社造林地を承継する場合の措置

都道府県が公社造林地を承継する場合、従来の県有林と一体的に 管理すること等により、事業の効率化を図るとともに、森林整備事 業等補助事業等を有効に活用し、森林の多面的機能に配慮した森林 整備を図っていく。

#### (3) 将来の森林整備のあり方の検討

#### ① 多様な森林づくりに向けた合意形成

長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを検討するに当たっては、 森林整備の方針を明確にした上で森林所有者の同意を得る必要がある。そ の際、林業公社の経営状況等を踏まえ、林業公社の経費負担を軽減する観 点から、契約期間や分収割合の変更など弾力的な契約内容等への移行を進 める場合、長伐期化等を進めるための助成措置や森林所有者を対象に契約 変更等を進める支援策を活用する。

また、契約期間満了等に伴う伐採後の森林整備が円滑に進むよう関係者が合意形成を図るための支援策を検討する。

#### ② 先導的な森林経営の展開

一団の森林としてまとまりがある公社造林地を多様な森林づくりの実践の場として、また、地域における木材安定供給の核として活かしていく手法について検討することが重要である。その際、平成21年度補正予算で措置している定額助成方式による路網整備を積極的に活用し、生産性の向上を図る。

また、主伐期を迎える造林地において、伐採時期を調整し、水源のかん 養、地球温暖化防止、生物多様性の保全等の森林の多面的機能にも配慮し た森林整備手法について検討する。

#### ③ 木材需要の喚起及び生産・加工・流通体制の整備

平成21年度補正予算等において、木材加工施設の整備や木材・木質バイオマスの流通円滑化対策などを通じて、木材の需要の喚起と生産・加工・流通体制の整備について地域全体の取組を支援しており、林業公社においても間伐材等の計画的、安定的な供給を通じた需要先の確保等に取り組む。

また、木材利用を拡大するため、国、地方公共団体、関係団体が一体となって国民運動として実需者や消費者に対して木材の特徴や利点等の普及宣伝について推進していくとともに、木材利用の推進方策をさらに検

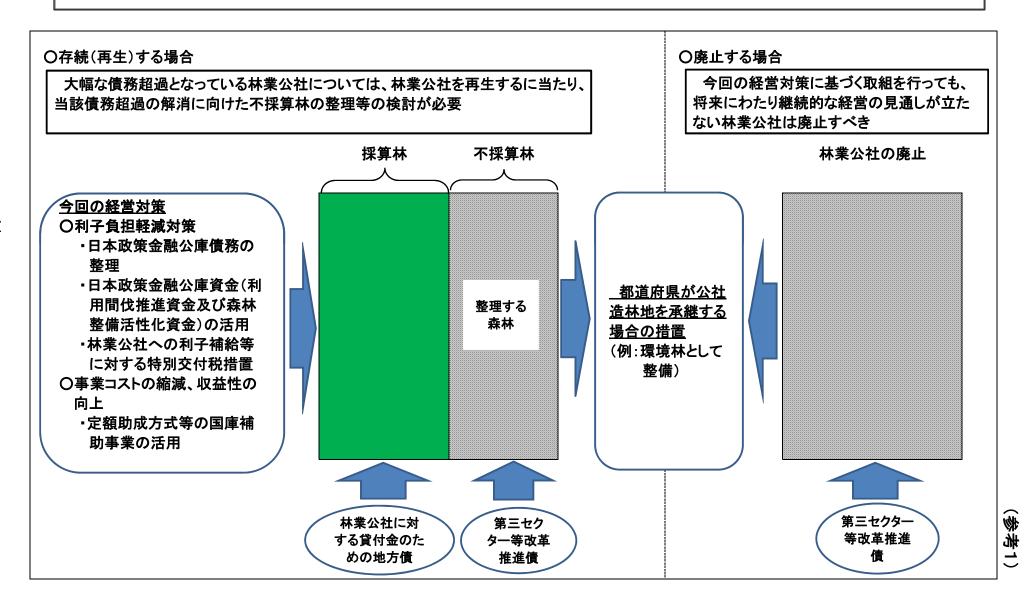
討していく。

以上の支援策の実現に向けて、関係機関との必要な調整を図っていくこととする。

また、林業公社の経営対策等の検討・推進に当たっては、国、地方公共団体等において、必要に応じ、意見交換の場を設けるなど、引き続き、連携して取り組むこととする。

# 林業公社に対する経営対策(イメージ)

今後の林業公社の経営について検討を行うに当たっては、林業公社の経営方針、経営状況、将来の収支見通し、既往造林地の評価等についての検証・的確な情報開示を行うとともに、林業公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しの検討を行う必要



# 林業公社における将来の森林整備のあり方

## 課題

○ <u>多様な森林づくりへの誘導</u> 長伐期化、針広混交林化、広葉樹林化な ど多様な森林への誘導が必要

○ <u>契約期間満了に伴う皆伐後の再造</u> 林の確保

契約に基づく伐期を迎える森林が急増 する中、皆伐後の再造林の確保など既往 造林地の適切な取扱が必要

## 〇 先導的な取組の実践

一団の森林としてまとまりのある公社造林地については、多様な森林づくりの実践の場や地域の木材安定供給の核として活かしていくことが重要

## 取組方向

- ◎ 多様な森林づくりに向けた合意形成
  - 多様な森林づくりの検討に当たっては、森林整備の 方針を明確にした上で、多様な森林づくりについて森 林所有者と合意
  - ・ 契約期間や分収割合の変更など弾力的な契約内容 等への移行を進める際の助成措置を活用
  - ・ 契約期間満了等に伴う伐採後の森林整備が円滑に 進むよう関係者が合意形成を図るための支援措置 を検討
- ◎ 先導的な森林経営の展開
  - ・ 多様な森林づくり、木材の安定供給
  - ・ 主伐期を迎えた造林地において、伐採時期を調整 し、森林の多面的機能にも配慮した森林整備手法を 検討
- ◎ 木材需要の喚起及び生産・加工・流通体制の 整備
  - ・ 木材加工施設の整備や木材・木質バイオマスの流 通円滑化対策などを通じて、林業公社においても間 伐材等の計画的、安定的な供給を通じた需要先の 確保等に取り組む

# 「林業公社の経営対策等に関する検討会」

# 報告書 資料集

1	林業公	社の現	状																								
	1	林業公	社一	·覧•	•	•	•	•	•	•		•	•			•		•	•			•	•	•	•	1	4
	2	区分别:	森林	面積	<b>₹</b> •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	3	公社の	借入	金の	)残	高	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•		•	•	•	•	1	5
	4	木材価	格の	動向	] •	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•		•	•	•	•	1	5
2	現行σ	)林業公	社に	.対す	-る	支	援	策	等																		
( 1	) 利	子負担	軽減	対策	F					=																	
	1	利用間	伐推	進資	金				•	•		•					•	•	•	•				•		1	6
	2	森林整	備活	性化	資	金			•	•		•		•	•			•	•		•			•		1	7
	3	特別交	付税	措置	<u>.</u>					•								•								1	8
(2	2) 事	業コス	トの	縮洞	ţ.	収	益	性	の	向	上																
	1	公的森	林整	備推	進	事	業			•								•								1	9
	2	条件不	利森	林公	的	整	備	緊	急	特	別	対	策	事	業			•								2	0
	3	未整備	森林	緊急	公	的	整	備	導	入	Ŧ	デ	ル	事	業			•	•							2	1
	4	路網整	備地	,域連	携	Ŧ	デ	ル	事	業		•						•	•							2	2
	<b>(5)</b>	森林整	備加	速化	<u>;</u> •	林	業	再	生	事	業	•						•	•							2	3
	<b>6</b>	森林整	備地	域活	動	支	援	交	付	金		•						•	•							2	5
	7	「美し	い森	林」	共	同	整	備	特	別	対	策	事	業												2	6
	8	第三セ	クタ	一等	改	革	推	進	債																	2	7
3	その他	2																									
	1	_ 森林 • ᠄	林業	振興	対	策				•																2	8
	2	第三セ	クタ	一等	り	抜	本	的	改	革	等	に	関	す	る	指	針									2	9
	3	林業公	社借	入金	⋛ (	旧	農	林	漁	業	金	融	公	庫	資	金	)	の	任	意	の	繰	上	償	還		
		の実績																								3	1
	4	「林業・	公社	の経	E営	'対	策	等	に	関	す	る	検	討	会	J	構	成	員	名	簿					3	2
	<b>(5)</b>	「林業・	公社	の経	E営	'対	策	等	に	関	す	る	検	討	会	J	開	催	実	績	等					3	3
	_																										

# ① 林業公社一覧

公社名	設立年月日	分収林面積 (百ha)	長期借入金 残高(億円)	ha当たり 借入金残高 (万円)
(財) 北海道森林整備公社	60. 09. 20	1	_	_
(社)青い森農林振興公社	46. 04. 13	102	275	269
(社)宮城県林業公社	41, 06, 23	93	161	173
(財) 秋田県林業公社	41. 04. 01	240	308	128
(財) 山形県林業公社	42, 04, 01	157	281	180
(社)福島県林業公社	42, 04, 01	152	450	297
(財)茨城県農林振興公社	44. 08. 01	3	2	77
(財) 栃木県森林整備公社	61. 07. 01	20	23	115
(社) 群馬県林業公社	41. 09. 22	52	143	279
(社)埼玉県農林公社	58. 11. 01	31	152	488
(財)東京都農林水産振興財団	63. 11. 16	7	14	209
(社) かながわ森林づくり公社	43. 06. 15	33	230	691
(社)新潟県農林公社	47. 11. 01	102	253	248
(財) 山梨県林業公社	40. 09. 01	82	222	272
(社)長野県林業公社	41. 07. 08	149	231	155
(社)富山県農林水産公社	41. 05. 06	75	306	405
(財) 石川県林業公社	41. 10. 18	137	560	408
(社) ふくい農林水産支援センター	41. 04. 01	149	434	291
(社) 岐阜県森林公社	41. 11. 01	141	307	218
(社) 木曽三川水源造成公社	44. 01. 23	100	216	215
(社) 愛知県農林公社	40. 06. 08	48	182	381
(社)滋賀県造林公社	40. 04. 01	70	254	364
(財)びわ湖造林公社	49. 03. 26	125	637	511
(社)京都府森と緑の公社	42. 09. 22	47	200	424
(社)兵庫みどり公社	37. 03. 31	194	566	291
(財) 奈良県林業基金	58. 12. 01	13	90	670
(社)わかやま森林と緑の公社	43. 03. 01	34	122	364
(財)鳥取県造林公社	41. 04. 13	146	306	210
(社)島根県林業公社	40. 05. 18	221	511	231
(社)隠岐島前森林復興公社	H8. 07. 29	4		_
(社)おかやまの森整備公社	40. 04. 01	249	671	269
(財)広島県農林振興センター	40. 04. 16	148	342	231
(財)やまぐち農林振興公社	41. 05. 01	127	329	259
(社)徳島県林業公社	41. 11. 01	70	126	180
(社)高知県森林整備公社	36. 09. 04	151	277	184
(社)長崎県林業公社	36. 09. 26	62	157	254
(社)対馬林業公社	34. 06. 19	52	144	279
(社)熊本県林業公社	36. 01. 23	87	292	337
(社)宮崎県林業公社	42. 09. 01	112	336	301
(社)鹿児島県森林整備公社	42. 08. 05	114	279	244
合 計		3, 898	10, 392	267

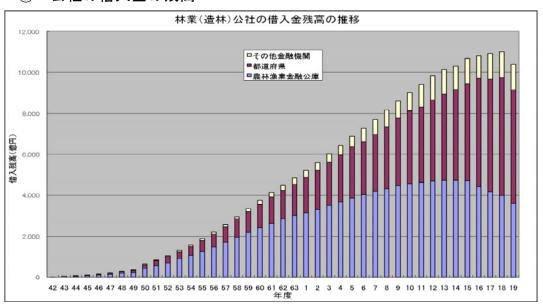
注)森林整備法人全国協議会調べ(平成20年3月末現在)

## ② 区分別森林面積

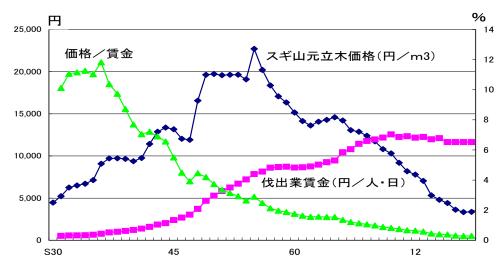
(単位:万ha)

民有林	国有林	地方公共団	林業公社	合計
		体保有林		
1, 409	784	280	39	2, 512
(56%)	(31%)	(11%)	(2%)	(100%)

## ③ 公社の借入金の残高



## ④ 木材価格の動向



資料:厚生労働省「林業労働者職種別賃金調査」 (財)日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格」

## 利用間伐推進資金について

## 1. 趣 旨

戦後造成した人工林が成熟しつつある中、国産材利用を通じた適切な森林整備が必要となっており、特に間伐については、平成19年からの6年間で330万haの実施を目標としているところである。一方、国際的に木材需給が逼迫しており、国産材需要の高まりに適切に対応するためには、原料となる木材(丸太)の安定供給が不可欠となっている。

このため、特に推進することが求められている利用間伐に誘導するため に必要な資金を創設する。

## 2. 貸付金の使途

利用間伐に係る計画に基づいて事業を実施するために必要な資金であって、以下に掲げるもの。ただし、(1)及び(2)の資金と併せて貸し付ける場合に限る。

- (1)利用間伐に必要な資金、作業道の作設に必要な資金、素材の生産に 必要な機械等に必要な資金 等
- (2)公庫が融通する資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払い に必要な資金

## 3. 貸付けの相手方

利用間伐に係る計画に基づく利用間伐量の5年間で概ね20%以上の増加の達成が確実と見込まれること、長期収支計画が黒字であること等一定の要件を満たした林業を営む個人、法人、林業公社等

- 4. 利 率 (平成21年4月20日現在の利率)
  - 1.70%

## 5. 償還期限(据置期間)

20年(20年)

## 6. 貸付金額の最高限度

負担額

ただし、負債の円滑な支払いに必要な資金については、各年において支払われるべき償還元金の支払金の合計額の90%に相当する額

## 森林整備活性化資金の概要

#### 1 趣旨

林業をめぐる情勢が厳しさを増し、必要な整備が行われない森林が増加している状況に対処して、地域全体で森林の適切な管理や森林資源の持続的利用を推進するため、安定的・効率的に施業・経営を実施できる者に焦点を当て、その育成を図ることとしている。

このため、林業経営基盤強化法に基づく林業経営改善計画の認定を受けた林業経営体が実施する事業に必要な資金の金利負担の軽減を図るため、有利子の公庫資金と併せて無利子の本資金の貸付けを行う。

## 2 資金の内容

## (1) 貸付対象者

林業経営改善計画の認定を受けた者のうち、一定規模(概ね 500ha)以上の森林施業規模を集積した者

#### (2) 貸付金の使途

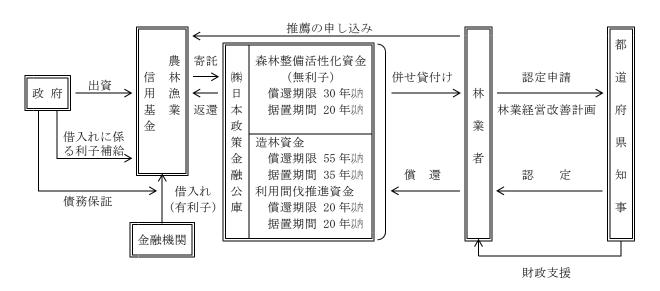
林業基盤整備資金(造林)又は林業基盤整備資金(利用間伐推進)のうち利用間伐 に必要な資金との併用貸し

(3) 償還期限(うち据置期間) 30年(20年)以内

## (4) 貸付金額の最高限度

貸付けを受ける者が負担する額の2/7、1/2、3/5

## 3 仕組図



## 林業公社に係る地方財政措置について

## 地財措置

林業公社の整備する森林を含め、民有林のなかには、その<u>自然条件や社会条件によって公益的機能の継続的な高度発揮が求められるもの</u>があることに着目し、そうした<u>森林を維持・管理する方向に施業転換を図る取組を都道府県が実施する場合</u>、及び<u>林業公社</u>がその取組を実施する場合に、平成18年度より下記の通り財政支援を講じている。

## (1) 普通交付税

最近の森林施業を取り巻く状況として、公社の造林であると否とに関わらず、 森林の公益的機能の維持増進が求められていることから、都道府県の取組として、民有林(人工林)の伐期延長や複層林化による天然林化を促進し、管理コストを抑制するとともに森林の公益的機能を維持増進するものを支援することとし、普通交付税措置。

→ 林野行政費(県分)単位費用(測定単位:公有以外の林野の面積)

## (2)特別交付税

(1)の取組において、林業公社による造林事業は大きな役割を占めていると考えられることから、そうした取組を行う林業公社のうち一定の要件(森林の公益的機能の維持増進のため、公社造林のうち長伐期化や複層林化を行う割合が一定量以上となること等)を満たすものに対し、都道府県が利子補給及び無利子貸付を行う場合に、利子補給額及び無利子貸付に係る利子負担分のうち、長伐期化や複層林化を行う部分について特別交付税措置。

また、平成21年度より、都道府県が林業公社の債務を引き受けた場合についても、当該引き受けた債務に係る利子相当額を特別交付税措置の対象とする。

→ 特別交付税(県分)50%措置(上限:5億円)

[平成20年度までは、20%措置(上限2億円)]

## 公的森林整備推進事業

#### 1 趣 旨

近年、林業収益性の低下、不在村者所有森林の増加、林業労働力の減少・高齢 化、林業収入依存度の低下等により森林所有者の経営意欲が減退し、森林の管理 水準が低下している。このような中、水資源のかん養、国土の保全等の森林の有 する多面的機能に対する増大する国民の要請に、適切に応えられなくなることが 懸念されている。

このため、多面的機能の維持増進を図るために適切な森林整備を行わなければならないにもかかわらず、適切な管理が行われていない森林のうち、水土保全機能の発揮を重視する森林(水土保全林)について、森林整備法人等が、分収方式、同方式解除後の森林施業、市町村のあっせんの下に森林所有者からの施業・経営の受託により行う森林施業をこれに必要な路網整備と併せて積極的に推進することとする。

## 2 事業内容

- (1)森林整備等
  - ① 育成 単層 林 整備 (人工造林、下刈、除・間伐、作業路開設 等)
  - ②育成複層林整備 (受光伐、人工林整理伐、樹下植栽、下刈、除・間伐、作業路開設等)
  - ③機能増進保育 (抜き伐り等、作業路開設)
  - ④特定間伐 (間伐等、作業路開設)
  - ⑤長期育成循環整備(誘導伐、樹下植栽等、下刈、除・間伐、作業路開設等)
  - ⑥付带施設等整備 (林内作業場、林床保全整備、鳥獣害防止施設等整備等)
- (2) 林道整備
  - ①森林管理道開設
  - ②森林施業道開設
  - ③作業道との接続路の設置
- 3 事業主体
  - (1) 森林整備等:都道府県、市町村、森林整備法人等
  - (2)林道整備:都道府県、市町村、森林組合等
- 4 補助率
  - (1) 森林整備等: 3/10(都道府県2/10)
  - (2) **林 道 整 備**:基本補助率 4 5 / 1 0 0
- 5 科 目 (項)森林環境保全整備事業費
  - (目)森林環境保全整備事業費補助 (目細)育成林整備事業費補助
- 6 平成21年度予算額
  - 5,750百万円

# 条件不利森林公的整備緊急特別対策事業(新規)

(森林整備の推進)

<森林・林業・木材産業づくり交付金>

【平成21年度予算額 7,500,000(0)千円】

## - 事業のポイント ——

森林の立地等条件が不利な森林を対象に、地域の実情を踏まえた創意工夫を凝らしてモデル的に間伐を実施する取組みに対し、定額助成方式の支援を行い、地域の森林整備を推進します。

#### (条件不利森林対策の背景等)

- ・京都議定書の森林吸収目標の達成に向け、平成24年度までに年55万haの間伐を 実施することが必要です。
- ・しかし、林業の採算性の低下、森林所有者の施業意欲の低下等の中で、とりわけ林道 が整備されていない奥地に存在する森林等、条件が劣る森林において森林整備が遅 れています。

## 政策目標 -

条件不利森林の公的主体による効率的な整備手法の確立

#### <内容>

## 条件不利森林対策のモデル的な取組の推進

森林の立地等条件不利で長期間整備が行われていない森林を対象に、公的主体がモデル的に、間伐、作業路網の整備、森林所有者の確認・同意の取り付け等を 実施する際に、1ha当たり平均25万円の定額助成を行います。

## く交付率>

定額

#### <事業実施主体>

市町村が作成する特定間伐等促進計画の実施主体 (都道府県、市町村、森林組合、森林整備法人等)

#### <事業実施期間>

平成21年度~24年度(4年間)

# 未整備森林緊急公的整備導入モデル事業 (森林整備の推進) <森林・林業・木材産業づくり交付金>

【平成20年度補正追加額 2.500.000 千円】

## - 事業のポイント —

森林所有者による自主的整備が進まず放置されている森林を「美しい森林」へ誘導するため、所有者に代わって整備を行う実施主体の負担軽減の手法を地域の実情に応じて構築するためのモデル的な取組を推進します。

#### (未整備森林対策の背景等)

- ・ 木材価格の低迷等から間伐等が行われず整備遅れとなっている森林が顕在化。今 後、台風等の来襲を受ければ、風倒被害等が発生するおそれ
- ・ しかし、このような森林の所有者は自己負担して整備を実施する意欲が減退
- ・ このため、所有者に代わって都道府県等の実施主体が間伐等の施業を実施するとと もに、伐採木の処分を実施主体に委ねるなど実施主体の負担を軽減する手法を検討す ることが必要

## 政策目標

未整備森林における低コストで効率的な整備手法の確立

#### <内容>

#### 未整備森林対策のモデル的な取組の推進

森林所有者による自主的な整備が進まずに放置され脆弱かつ不安定な状況となっている森林等を対象に、当該森林を適切な状態に保つために必要な間伐等の施業を実施します。

このような取組に着手する上で必要な当該森林所有者の確認・同意の取り付け等の条件整備も実施します。

## く交付率>

定額

#### <事業実施主体>

都道府県、市町村、森林整備法人等

## <事業実施期間>

平成20年度

# 路網整備地域連携モデル事業 (森林整備の推進) <森林・林業・木材産業づくり交付金>

【平成20年度補正追加額 5.797.000 千円】

## - 事業のポイント

間伐等の森林施業の主たる担い手である森林組合等と路網整備に必要な人的資源や装備を持つ建設事業者との連携に向けたモデル的な取組を推進します。

#### (背景等)

- ・ 近年の公共土木工事の減少に加え、経済情勢が急速に悪化する中で、中小の建設 事業者の経営環境は厳しい状況にあり、山村地域における雇用機会の創出が課題
- ・ 持続可能な山村地域経済の活性化を図るためには、林内路網の整備により、成熟する森林資源を循環的に利用していくことが重要

## 政策目標

## 建設事業者の能力を活かした路網整備の推進

## <内容>

以下の(1)及び(2)を併せて実施した上で、共同事業体による事業実施など 建設事業者と森林組合等との連携の具体的内容やその効果などを林野庁長官に報告 して頂きます。

- (1) 基幹作業道の整備 原則として林道規程に定める自動車道3級に準じた基幹作業道の整備
- (2) 関連条件整備 対象森林の調査、森林所有者の同意の取り付けなどの条件整備

## く交付率>

定額

## <事業実施主体>

都道府県、市町村、森林組合、森林整備法人、林業公社等

## <事業実施期間>

平成20年度

## 森林整備加速化・林業再生事業 (新規) (緑の産業再生プロジェクト)

【123,844百万円】

## - 事業のポイント ----

都道府県に基金を造成し、定額助成方式による間伐及び路網整備、伐採から搬出・利用の一貫した取組による間伐材のフル活用、地域木材・木質バイオマスの利用を地域で一体的に進めます。

- ・京都議定書の森林吸収目標の達成に向け、間伐の推進を図っています。
- ・この間伐の促進と間伐材の有効利用のためには、林内路網の整備や高性能林業機械の導入等により、間伐コストを低減することが必要です。
- ・同時に、木材・木質バイオマスの需要拡大、間伐材の安定供給維持のためのシステムを 構築することが必要です。
- ・このため、これらの総合的な取組を支援します。

## 政策目標

- ① 2007年~2012年の6年間で330万haの間伐の推進を図ります。
- ② 間伐材の徹底した活用による林業・木材産業の再生を図ります。

#### <内容>

都道府県に基金を造成し、地方公共団体、森林組合等の林業事業体・林業経営体、 木材加工業者、木質バイオマス需要者等の幅広い関係者からなる協議会による地域の 創意工夫を活かした以下のような事業の組合せによる総合的な取組に要する経費に対 し支援を行います。

- ・間伐及び路網整備 (定額助成)、森林境界の明確化並びに侵入竹の除去など里山再生 の取組
- ・間伐材のフル活用を図るための利用拡大に対応した、製材施設・バイオマス利用施設・高性能林業機械等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化の取組
- ・学校の武道場や社会福祉施設など公共施設等での地域材利用の取組

#### <補助率>

定額、1/2等(都道府県に基金を造成)

※ 定額助成事業については、工夫次第で森林所有者等の自己負担なしでの実行が可能です。また、地方公共団体による上乗せも可能です。なお、今回の対策では、地方負担 について軽減措置が講じられる見込みです。

#### <事業実施主体>

地方公共団体、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等からなる協議会

※ 個々の事業を実施するのは、協議会のメンバーである林業事業体等となります。

# 森林資源を核とした地域産業の再生・創造

## 森林の整備・保全(公共) 1.000億円

森林吸収目標達成のための追加 的な間伐、木材の搬出コストの低 減等に必要な路網整備や、集落周 辺の荒廃地等における治山対策等 を実施します。

緑の産業再生プロジェクト 1.238億円

〇定額助成方式による間伐・路網 整備を推進します。[800億円] ○間伐材のフル活用、地域木材・ 木質バイオマスの利用を推進する ため、

- ・製材施設・バイオマス利用施設 等の整備、木質バイオマス利用の 促進や間伐材の流通を一体的に 支援します。
- ・学校の武道場など公共施設等で の地域材の利用等を促進します。

(林野庁関連 平成21年度 補正予算の概要)



## 森林所有者等の活動支援 31億円

森林所有者等による森林境界明 確化活動、森林の被害状況の確 認活動にそれぞれ1ha当たり2万 円、1万円を支援します。

## 再植林の推進・ 花粉症対策 100億円

首都圏近郊等の花粉の多いスギ の植替えに係る経費を支援します (3年間で300万本)。

## 緑の雇用 50億円

- 林業事業体が求職者を積極的に 採用できるよう3ヶ月のトライアル 雇用の実施に必要な経費を支援し ます。
- ・里山保全(境界・歩道の刈払い、 森林調査等)のための緊急雇用に 要する経費を支援します。

## 国産材住宅づくりのワンストッ プサービスの拡充 5億円

国産材住宅づくりに関する情報サイ ト「日本の木のいえ情報ナビ」や相 談窓口の機能を強化します。

林業経営に対するセーフティネットの拡大 78億円

経営改善に取り組む林業者・木材産業者に対する無担保保証枠の拡大(246億円)等を行います。

## 森林整備地域活動支援交付金

【3.125百万円】

## 事業のポイント ―

森林所有者等が森林施業の集約化及び森林施業の実施の前提となる境界の明確化に対する支援を行うとともに、気象害等による森林被害状況等を確認するのに必要な支援を緊急に実施します。

- ・森林所有者の高齢化等により情報が失われることで、境界が不明になりつつあること から緊急に対応することが必要です。
- ・また、森林整備を適時適切に実施するためには森林の現況を適宜把握することが不可 欠です。
- ・しかし、森林所有者等の意欲の低下等により、気象害などによる森林被害の状況が適切に把握されていないケースが増えています。森林被害を含めた森林の現況を緊急に確認することにより、森林整備の必要性を改めて認識していただき、間伐等の施業につなげていく必要があります。

## 政策目標

森林施業の集約化を促進し、適切な森林整備の推進を図り、 森林の有する多面的機能を発揮

#### <内容>

## 1. 境界の明確化への支援

市町村長との協定に基づき、森林所有者等が行う施業の実施に必要な「境界の明確化」のための活動に対して、境界の明確化がなされた区域について、市町村により適切に境界を区分していると認められた場合、1ha当たり20,000円の支援を市町村を通じて受けられます。

#### 2. 森林の被害状況等確認への支援

市町村長との協定に基づき、森林所有者等が行う気象害などによる森林の被害状況等を把握する「森林の被害状況等確認」について、市町村により適切に被害状況等を把握していると認められた場合、1ha当たり10,000円の支援を市町村を通じて受けられます。

## く交付率>

定額

#### <事業実施主体>

市町村

## 「美しい森林」共同整備特別対策事業(継続)

【平成21年度予算額 300,000(700,000)千円】

# - 対策のポイント ———

通常伐期による皆伐から間伐等を繰り返す非皆伐施業への転換を推進するため、分収林契約を行っている森林などを対象に関係者が連携して、契約変更や協定締結等を進めます。

- ・ 戦後造成された人工林が高齢級化しており、特に、分収林契約により整備され、 伐期を迎える森林が今後急増しますが、収入不足等から皆伐跡地の再造林が行われ ないおそれがあります。
- ・ このため、通常伐期を目標に施業をしている分収林や一般の森林所有者の森林を 対象に、企業等との連携を図りつつ、皆伐から非皆伐への転換を推進するものです。

## 政策目標 ——

契約変更等により、分収林の8割において非皆伐施業を推進

#### <内容>

- ① 長期・非皆伐施業への契約変更又は協定締結に向けた協議を行うなどの条件整備
- ② 地方自治体等や森林所有者との協定に基づき、企業等が行う森づくり活動 への支援をおこなうものです。

## <補助率>

1/2

## <事業実施主体>

都道府県協議会

#### <事業実施期間>

平成20年度~24年度(5年間)

# 第三セクター等改革推進債の創設(地方財政法の一部改正)

# 1. 対象経費

● 第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある以下の経費

## 

- ⇒ 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該 損失補償に要する経費(短期貸付金の整理に要する経費を含む)
  - ①法的整理・・・破産手続、特別清算手続、再生手続及び更生手続
  - ②私的整理・・・一般に公表された債務処理のための準則として、
    - 私的整理に関するガイドライン
    - RCC企業再生スキーム
    - ・ 中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順
    - 特定認証紛争解決手続

等が該当

## ◇ 土地開発公社及び地方道路公社

⇒ 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる 地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費(短期貸付金の整 理に要する経費を含む)

## ◇ 公営企業

- ⇒ 公営企業の廃止(特別会計の廃止)を行う場合に必要となる以下に掲げる経費
  - 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
  - 地方債の繰上償還に要する経費
  - 一時借入金の償還に要する経費
  - 退職手当の支給に要する経費
  - 公営企業型独法の設立に際して必要となる資金その他財産の出えんに要する経費
  - 国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費

# 2. 対象期間

● 平成21年度~25年度(一定期間内の集中的な改革を推進)

# 3. 発行手続

- 議会の議決
- 総務大臣又は都道府県知事の許可

# 4. 償還年限

第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とすることとし、10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができる。

# <u>5. 財源措置</u>

第三セクター等改革推進債の支払利息の一部について、必要に応じて特別交付税措置を講じる。

## 森林•林業振興対策(平成21年度)

山村地域の基幹的産業である林業・木材産業の振興対策を推進し、また森林 の適正管理を図ることにより、地球温暖化防止対策に資するとともに、山村地 域の活性化を促進するため、必要な地方財政措置を講じる。

## 1 森林管理対策

- 〇 公有林等間伐対策(拡充)[普通交付税]
  - ・ 公有林等における間伐等の管理に対する財政支援
- 民有林の公的整備(拡充) [特別交付税]
  - ・公的管理が必要な民有林について所有者との協定等により一定期間にわたり管理
  - ・整備を行う地方公共団体や森林整備法人に対する財政支援
- 森林の公益的機能の維持増進(拡充)(再掲)[特別交付税・普通交付税]
  - ・森林の公益的機能を維持増進させるための取組を行う林業公社に対する地方公共 団体の利子補給等に対する財政支援
  - ・森林の公益的機能を維持増進させるとともに管理コストの抑制を図るため、伐期 延長や複層林化による人工林の天然林化を促進する取組に対する財政支援
- 特定間伐等促進対策(継続)[地方債]
  - ・「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき、平成24年度まで の間に実施される追加的な間伐等に要する経費に対する地方債の特例措置

## 2 林業振興対策

- 新たな緑の雇用担い手育成対策(継続)[普通交付税・特別交付税]
  - 森林整備の担い手である森林作業員を育成するためのOJT研修等を実施
  - ・林業への新規就業者の定着のための福利厚生、技術講習、安全衛生等の条件整備 等
- 森林整備地域活動支援(継続)[普通交付税・特別交付税]
  - ・森林所有者等による森林施業の実施に不可欠な施業実施区域の明確化作業や、施 業・経営の集約化を促進するために必要な森林の現況調査等の地域活動を支援
- 地域材利用促進対策(継続)[普通交付税・特別交付税]
  - ・地域材の利用促進のための普及啓発、生産流通対策、木質バイオマス・エネルギーの利用促進対策、地域材を利用した住宅建設に対する利子助成等
  - 地域材を利用した住宅建設に対する低利融資

## 第三セクター等の抜本的改革等に関する指針について

平成21年6月総務省自治財政局

## 1 経緯

「債務調整等に関する調査研究会」(宮脇淳座長(北海道大学公共政策大学院教授))が、「総務省においては、こうした地方公共団体が主体的かつ早期に取り組む第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革の推進を支援するべきである。具体的には、第三セクター等の改革を促進するため、処理方策について一定の考え方を示す実効性のある指針を策定する(略)」と提言(平成20年12月5日付け報告書)したこと等に基づき、研究会の報告書の内容も踏まえ、表題の指針を策定、通知するもの。

#### 2 指針で示す主な内容

#### 第1 地方公共団体財政健全化法の全面施行

- 地方公共団体は、健全化法等を踏まえ、一般会計等のみならず、第三セクター等も対象として、財政状況を全体として的確に分析した上で、財政健全化に取り組む必要がある。
- ・ 健全化法が平成21年度から全面施行されることにかんがみ、同年度から5年間で、基本的にすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うべきである。

## 第2 抜本的改革の推進

処理策検討の手順について助言する。

抜本的改革を行うに当たっては、事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的な検討を行い、最終的な費用対効果を 基に判断をすべきである。

参考で、抜本的処理策の検討についてのフローチャートを示す。

- ・ 情報開示の徹底により、事業採択から現状に至った経緯と責任の明確化に際しては、これまで実施した対策の内容とその効果、経営の責任、経営悪化の原因について明らかにするとともに、善管注意義務違反等に係る損害賠償請求等の是非も検討の上、その旨明らかにする必要がある。
- ・ 地方公共団体の損失補償等の負担が一時的には大きくなるものの、中・長期的には早期に抜本的な改革を行った方が、将来の経済・財政環境の変化等に耐えうる安定的な財政の構築につながりうることを勘案して、最善であると考えられる方法を選択していることを特に説明すべきである。
- 第三セクター等の抜本的な改革を行う際には、関連予算の議決をはじめとして、 地方債の特例の活用がなされる場合など様々な局面で議会の議決が行われることから、その際には、議会において十分な議論がなされ、その処理が適切なものであることについての確認がなされる必要がある。
- ・ 地方公共団体が健全化法の全面施行から5年度間で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、「地方財政法」が改正され、平成21年度から平成2

5年度までの間の時限措置として、第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とできることとする特例措置が創設されたことを受け、地方公共団体は、この地方債の特例(第三セクター等改革推進債)も活用し、第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うべきである。

## 第3 存続する第三セクター等の指導監督等

- ・ 前記第2に基づき、基本的にすべての第三セクター等を対象として抜本的処理 策の必要性の検討、所要の対応を行った結果、なお引き続き存続することとした 第三セクター等については、経営状況等の把握、監査、定期的な点検評価等によ り、適切にその指導監督等を行うことが、適当である。
- ・ 経営者は、その任務懈怠により将来的に事業の整理又は再生を行うこととなった場合等にあっては、民事上の責任追及や刑事上の責任追及が問われることもあることについて十分に認識しておくべきである。
- ・ 地方公共団体は、既存の損失補償債務で他の方策による公的支援に移行することが困難であり、かつ、当該債務に係る債務の借換えに際し、損失補償の更新が不可欠と認められるときなど特別な理由があるとき以外は、第三セクター等の資金調達に関する損失補償は行うべきではない。
- 特別の理由によりやむを得ず損失補償を行う場合は、あらかじめ損失補償契約の内容、損失補償を行う特別な理由、健全化法の規定に基づき将来負担比率に算入される一般会計等負担見込額等を記載した調書を調製し、議会、住民等に明らかにするべきである。
- 第三セクター等に対する短期貸付けを反復かつ継続的に実施する方法による支援は、本来長期貸付け又は補助金の交付により対応すべきものであり、早期に見直すべきである。

## 第4 第三セクター等の設立に関する留意事項

- ・ 外部の専門家の意見を聞くことにより、客観性、専門性の確保に特に留意した 上で、将来の需要予測、事業計画の策定等が行われるべきものであり、事業実施 ありきによる収支の辻褄合わせは厳に行ってはならない。
- ・ 資金調達方式としては、投入した資金を事業収入により回収することが困難と 認められる場合には、第三セクター等による事業化を原則として断念すべきである。
- ・ 議会に対して、事業及び行政関与の必要性、公的支援の必要性及び内容等に関する事前の検討結果に加え、設立団体の財政運営に及ぼす影響についてもあらか じめ十分説明し、理解、同意を得ておく必要がある。

また、地域住民に対しても、議会に説明した内容について、十分な理解を得るよう努める必要がある。

#### 第5 その他

林業公社については、総務省、林野庁及び地方公共団体で構成する「林業公社の 経営対策等に関する検討会」の報告にも留意されたい。

## 林業公社借入金(旧農林漁業金融公庫資金)の任意の繰上償還の実績

平成17年度から19年度までの間、林業公社の経営改善の努力が認められるものや都道府県の支援措置の取組に進展が見られる林業公社に係る既往の貸付金であって、貸付利率が3.5%以上であるものなど一定の条件を満たすものについて繰上償還が認められたもの。

実施都道府県	21都道府県
繰上償還の合計額	442億円

注)都道府県調べ

## 「林業公社の経営対策等に関する検討会」構成員名簿

すえむね てつろう 末宗 徹郎 総務省自治財政局調整課長

佐々木 克樹 総務省自治財政局公営企業課長

高田 寛文 総務省自治財政局財務調査課長(H20, 11, 5~H21, 3, 31)

もろはし よしあき 諸橋 省明 総務省自治財政局財務調査課長(H21.4.1~H21.6.30)

\*\*\*・と こうじ 牧元 幸司 林野庁林政部企画課長

くろかわ まきみ 黒川 正美 林野庁森林整備部整備課長

西林寺隆林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室長

をとう ふみたか 佐藤 文隆 秋田県農林水産部長

太田 昇 京都府総務部長

うすい ひろあき 臼井 裕昭 高知県林業振興・環境部長

久保田 修 大分県農林水産部森林整備室長

しろお くにとみ **白尾 國豊 鹿児島県林務水産部長** 

(敬称略)

# 「林業公社の経営対策等に関する検討会」開催実績等

平成20年11月 5日 11月 5日	
11月27日	- 第2回検討会開催 「国に対する提案・要望等について」
12月25日	第3回検討会開催 「中間とりまとめ(案)について」
12月25日	「林業公社に対する平成21年度の支援措置」 を発表
平成21年 2月19日	第4回検討会開催 「中間とりまとめ等について」
2月19日	「中間とりまとめ」を発表
3月27日	
	「林業公社の今後の経営対策と森林整備のあり方
	について」
5月18日	第6回検討会開催
	「林業公社の今後の経営対策と森林整備のあり方
	に関する論点整理について」
6月 3日	第7回検討会開催
	「林業公社の今後の経営対策と森林整備のあり方
	に関する論点整理について」
6月16日	第8回検討会開催
_	「報告書(素案)について」
6月26日	第9回検討会開催
	「報告書(案)について」
6月30日	「報告書」を発表